

## 契約締結時の書面

### 一般会員新規（イーグル・フライ会員）

この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、契約締結時にお客様へ交付する書面です。

■契約者（印刷・ご記入の上、保管してください）

- ・氏名
- ・メールアドレス
- ・住所
- ・電話番号

■金融商品取引業者

商号：エフピーネット株式会社

住所：〒106-0032 東京都港区六本木三丁目13番12号エルサビル502

連絡先：TEL. 03（6406）4901 E-mail : [fpnet@fpnet.com](mailto:fpnet@fpnet.com)

登録番号 関東財務局長（金商）第1898号

1. 契約年月日 IDパスワード発行日
2. 契約期間 IDパスワード発行日から3ヶ月（その1ヶ月単位の自動更新）  
※契約期間満了1ヶ月前までに、お客様よりご解約の意思表示がないときは、当該投資顧問契約は契約期間満了日の翌日より、期間を1ヶ月間として現在の契約内容と同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 分析者・投資判断者：松島 修 （追加される可能性があります）
4. 助言者：松島 修 榎木 利彦 山崎 要一（追加される可能性があります）
5. 助言の内容及び方法（一般会員）
  - ・ 有価証券の価値等、並びにデリバティブ取引（有価証券指数等先物取引、外国為替証拠金取引等）に関する投資判断について、毎週3回程度メールマガジンをお送りします。
  - ・ インターネット上の会員専用掲示板において、市況全般に対する分析及び当社が推奨する通貨・株式・債券・ETFの個別銘柄に関する価値の分析とそれに基づく投資判断について随時レポートをご提供するとともに、有価証券およびデリバティブ取引全般に関するご質問に回答します。
  - ・ 面談（別料金）により、デリバティブ取引（有価証券指数等先物取引、外国為替証拠金取引等）に関する投資判断について、随時助言を行います。

6. 報酬体系 一般会員（新イーグル・フライ会員）

- ① 月会費：3, 000円（消費税込）
- ② 面談：1時間あたり10, 500円（消費税込）

7. 報酬のお支払時期

- ・ 月会費は、初回は一般会員（新イーグル・フライ会員）3ヶ月分、次回以降は1ヶ月分を前月にクレジットカード・預金引き落とし・銀行振込にてお支払いいただきます。（基本はクレジットカード決済です）
- ・ 面談の料金は、後日銀行振り込みによりお支払いいただくか、または面談時に現金にてお支払いいただきます。

8. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結した者は、本契約により生じた債権に関し、当社が差し入れている営業保証金から他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

（備考 お客様は自己責任で取引をするものであり、取引で発生した損失はここでいう債権には該当しません）

9. 契約の解除について

（1）クーリング・オフ期間内の契約解除

契約締結時の書面を受領された日（当該契約締結時の書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時の書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、当該契約締結時の書面に記載すべき事項がお客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日）から起算して10日を経過するまでの間、書面（メール）により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面（メール）を発した日となります。なお、契約解除日までの報酬額は、不要です。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

（2）クーリング・オフ期間後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約の途中解除はできません。契約を終了する場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに書面または当社 Web サイト上からの意思表示により、契約を更新せず、期間満了をもって終了することができます。

## 10. 禁止事項

投資助言・代理業者は、次のことが法律で禁止されています。

- (1) 顧客を相手方として、または顧客のために以下の行為を行うこと。
  - ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - ④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

注意：当社の助言は、お客様に有価証券の売買やデリバティブ取引を強制するものではなく、最終的な決定はお客様自身の判断に委ねられます。よって、当社の助言に基づいて投資を行った結果、お客様に損害が発生したとしても、当社はこれを賠償する責任は負いません。